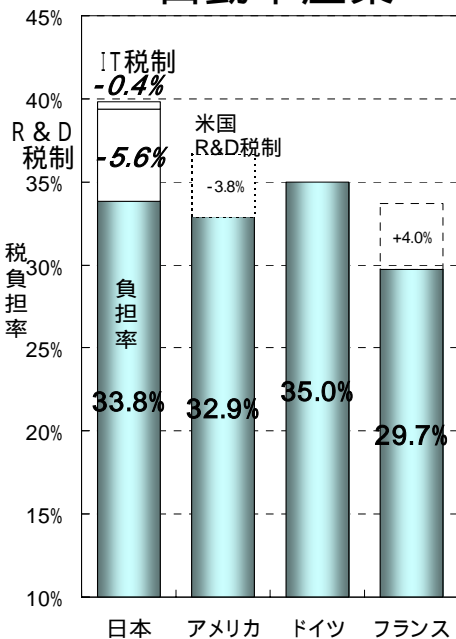


研究開発・IT投資促進税制の効果を加味した企業の実質的な税負担の国際比較

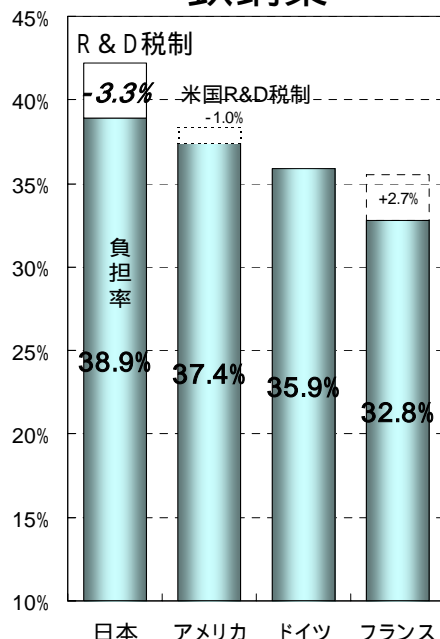
平成15年度に抜本強化された研究開発促進税制及びIT投資促進税制の効果により、自動車産業、鉄鋼業、情報サービス業など、特に国際競争に直面し今後の成長・発展が見込まれる産業において、国際水準並みの税負担率となっている。

法人所得課税に係る実質税負担率 (支払税額 / 税引前当期純利益)

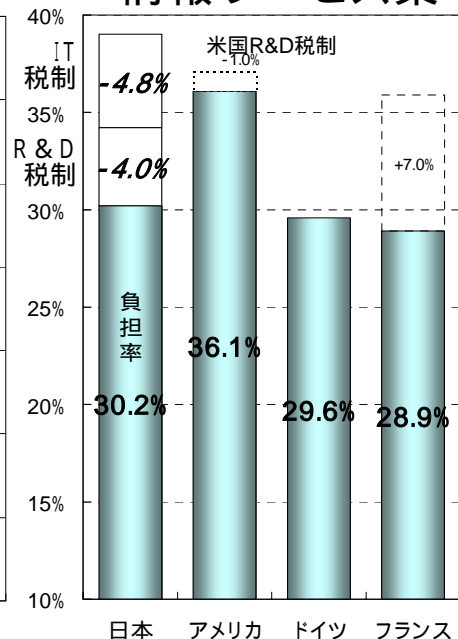
自動車産業



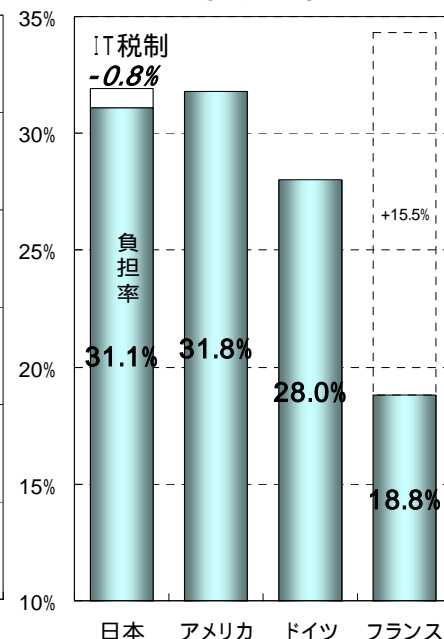
鉄鋼業



情報サービス業



小売業



(備考)

各業種の売上高上位企業5社(赤字企業除く)の財務諸表(2003年度)をベースとして、業種ごとのモデル企業の財務諸表を作成し、各国の制度における税額を計算した。立地場所は、日本は東京都含め3都道府県、米はカリフォルニア州とテネシー州(製造業)・ニューヨーク州(非製造業)、独はデュッセルドルフ、仏はパリと仮定。

適用した法人所得課税は以下のとおり。

・日本については、国税は法人税(30%)、地方税は法人住民税(均等割部分を除く、法人税の20.7%)、法人事業税(10.08%)。ただし、課税所得計算の際に、法人事業税相当分を損金算入して算出。

・アメリカについては、国税は法人所得税(35%)、地方税は州税(カリフォルニア州:8.84%、テネシー州:6.5%、ニューヨーク州:7.5%等)。ただし、課税所得計算の際に、州税相当分を損金算入して算出。

・ドイツについては、国税は法人所得税(25%)及び付加税(1.375%)、地方税は営業税(22.75%)。ただし、課税所得計算の際に、営業税相当分を損金算入して算出。

・フランスについては、国税は法人税(33.3%)及び付加税(1%)・法人利益社会税(法人税及び付加税の合計の3.3%)。また、長期キャピタルゲインは19%の軽減税率を適用。地方税である職業税は外形標準課税であるため(付加価値額・不動産評価額・固定資産額を基に算出)、法人所得課税には含めていない。ただし、課税所得計算の際に、職業税相当分を損金算入して算出(フランスの小売業の負担率が低くなっているのは、所得と比較して付加価値額が大きく、職業税の所得課税に対する比率が大きいこと等による)。また、職業税の上下限は付加価値額で決まるため、所得に応じて税額が変動する所得課税類似の税種として、職業税額を税率換算した値を参考までに点線で示してある。

課税所得計算の際に考慮した税務調整項目は、研究開発税制・IT投資促進税制に係る税額控除等の他、受取配当、外国税額控除、寄付金・交際費、役員賞与、有価証券譲渡損益・評価損(ドイツ)、長期保有株式譲渡益軽減税率(フランス)、地方税損金算入。

(注)前提条件の置き方によっては、諸外国の税負担は変わり得ることから、試算結果については、ある程度の幅をもって解釈する必要がある。